別表第一中「平成25年１月１日」を「平成27年１月１日」に改め、同表(七)を次のように改める。

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,985	3,740	3,490	3,245	2,995	2,745	2,530	2,310	12,360	2,121
32,100	32,200	4,010	3,760	3,510	3,265	3,015	2,770	2,545	2,330	12,420	2,140
32,200	32,300	4,030	3,780	3,535	3,285	3,040	2,790	2,565	2,355	12,470	2,158
32,300	32,400	4,055	3,810	3,560	3,315	3,065	2,810	2,590	2,375	12,520	2,176
32,400	32,500	4,085	3,830	3,585	3,335	3,085	2,840	2,610	2,395	12,570	2,195
32,500	32,600	4,115	3,855	3,605	3,355	3,110	2,860	2,630	2,410	12,620	2,213
32,600	32,700	4,145	3,875	3,625	3,380	3,130	2,885	2,645	2,430	12,670	2,231
32,700	32,800	4,175	3,895	3,650	3,400	3,155	2,905	2,665	2,450	12,720	2,250
32,800	32,900	4,210	3,920	3,670	3,420	3,175	2,925	2,685	2,470	12,770	2,268
32,900	33,000	4,240	3,940	3,690	3,445	3,195	2,950	2,705	2,490	12,820	2,287
33,000円		4,255	3,950	3,705	3,455	3,205	2,960	2,715	2,495	12,870	2,305
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								12,870円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	2,305円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24.504％に相当する金額を加算した金額
41,500円		6,995	6,685	6,440	6,190	5,940	5,695	5,450	5,230	16,350	
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額								16,350円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	
58,000円		12,555	12,245	12,000	11,750	11,500	11,255	11,010	10,790		8,431
58,000円を超え119,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額									8,431円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
119,000円		37,470	37,160	36,915	36,665	36,415	36,170	35,925	35,705		28,984
119,000円を超える金額		119,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額									28,984円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額

別表第一に次のように加える。

(六)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙	丙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額	―

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

⑴　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、

⑴　⑵に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

⑵　その給与等が所得税法第百八十五条第一項第三号に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。